

議第58号

流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用の負担について

県は、令和5年度から令和8年度までの間における流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	処理区	区分	負担額（1立方メートル当たり）	負担者
最上川流域 下水道	山形 処理区	一般排水	35.14	山形市 上山市 天童市 山辺町 中山町
		温泉排水	25.19	村山市 天童市 東根市 河北町
	村山 処理区	一般排水	106.27	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
		温泉排水	30.77	南陽市 高島町 川西町
	置賜 処理区	一般排水	112.19	鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町
		温泉排水	37.39	

提案理由

流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。